

議案第 25 号

石岡市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて

石岡市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて，地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 1 号の規定により議会の議決を求める。

平成 29 年 2 月 21 日 提 出

石岡市長 今 泉 文 彦

提 案 理 由

平成 29 年 4 月から石岡市地域おこし協力隊を設置することに伴い，当該隊員の報酬額等を定めるため。

石岡市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例
の一部を改正する条例

石岡市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年石岡市条例第49号）の一部を次のように改正する。

別表男女共同参画審議会委員の項の次に次のように加える。

地域おこし協力隊員	月額	160,000	3級
-----------	----	---------	----

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。